

熊本市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

制定	平成19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成19年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	8月	1日	障がい保健福祉課長決裁
	平成22年	9月28日		障がい保健福祉課長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日		障がい保健福祉課長決裁
	平成25年	3月28日		健康福祉子ども局長決裁
	平成25年	8月28日		障がい保健福祉課長決裁
	平成26年	3月31日		健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	1月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月27日		健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	6月19日		障がい保健福祉課長決裁
	平成28年	3月30日		健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	3月29日		健康福祉子ども局長決裁
	令和元年	7月31日		健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「重度障害者」という。）の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付するのに必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に規定する熊本市重度障害者日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業とする。

(対象者及び種目)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1及び別表2の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の障害及び程度の欄に掲げる重度障害者とする。ただし、当該給付申請に係る重度障害者及びその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、給付の申請のあった月の属する年度（給付の申請のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が46万円以上であるときは、この限りでない。

2 前項の給付を行う用具は、障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に規定する用具とする。

(給付の依頼)

第3条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を行う事業者（以下「業者」という。）に依頼して行うものとする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする重度障害者（障害児にあつては、その保護者）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 重度障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）にあつては、医師の意見書を申請書に添付しなければならない。

(再給付)

第5条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付は、次の項目のいずれかに該当する場合に行うことができる。なお、項目内の耐用年数とは別表1に規定する期間を指すものとする。

事象	耐用年数経過前	耐用年数経過後
(1) 毀損後、修理不能	修理不能証明書により修理不能と認められる場合	現物確認または聞き取り等により修理不能と認められる場合
(2) 毀損後、修理可	修理見積書により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合	聞き取り等により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合
(3) 障がい程度の変動による使用困難	用具の使用が困難であることを証明する医師の意見書により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合	現物確認または聞き取り等により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合
(4) 成長による使用困難	現物確認または聞き取り等により成長に伴って身体に合わなくなったと認められる場合	
(5) 災害による滅失・毀損	り災証明書またはその他証明書等により再給付が必要と認められる場合	
(6) その他	特別な事由により認められる場合	

(決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、調査書(様式第2号)を作成し、給付の適否について決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)を申請者に、日常生活用具給付依頼通知書(様式第5号)を第3条の依頼を受けた業者(以下「依頼業者」という。)に交付するものとする。

3 市長は、用具の給付の申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 用具(点字図書を除く。)の給付を受けた重度障害者(障害児にあつては、その保護者)は、用具の提供を受ける際に、別表3に定める基準額(現に当該用具の給付に要した費用の額が基準額を下回るときは、当該現に用具の給付に要した費用の額とする。次条において同じ。)の百分の十に相当する額(以下「利用者負担額」という。)を依頼業者に支払わなければならない。

2 利用者負担額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の3に規定する補装具費の例による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(費用の請求)

第8条 依頼業者が市長に請求することができる額は、前条に規定する基準額から利用者負担額を控除した額とする。

(費用の請求等の特例)

第9条 第6条第2項に規定する用具の給付決定後、対象者の死亡その他の理由により対象者に用具を納品できないと市長が認める場合は、前2条の規定にかかわらず、依頼業者は、用具を市長に納品し、当該用具に係る額(基準額と基準額を超える額の合算額をいう。)を請求することができる。

(埋込型人工咽頭用人工鼻及び排泄管理支援用具の一括給付)

第10条 市長は、申請者の申請手続の利便を考慮し、埋込型人工咽頭用人工鼻(人工鼻カセット接続器具、接続器具、皮膚の接着剤、剥離剤を含む)及び排泄管理支援用具(洗腸装具、収尿器を除く。)について、別表3に定める基準額(月額)の範囲内で6か月分を上限として、日常生活用具給付券1枚に記載して給付できるものとする。

(点字図書の給付)

第11条 点字図書の給付に関する事項は、熊本市点字図書給付事業実施要綱により行うものとする。

(居宅生活動作補助用具の給付)

第12条 居宅生活動作補助用具の給付に関する事項は、熊本市在宅重度障害者日常生活用具居宅生活動作補助用具給付事業実施要綱により行うものとする。

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、台帳を整備するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 熊本市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び熊本市重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱（以下「旧要綱」と総称する。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行日において、旧要綱の規定により日常生活用具の給付の決定を受けていた者に係る同要綱の規定の適用については、施行日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。